

参加者の有無を確認する公募手続に係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年4月17日

分任支出負担行為担当官

宮内庁京都事務所長 武田 誠司

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本件は、京都御所清涼殿に現存する障壁画の保存修理及び復元模写を行うもので、この工事を行うにあたっては、文化財的価値の非常に高い障壁画等の豊富な修理実績を有し、美術的な要素を兼ね備えた高度な修復技術かつ日本絵画の模写技術を保有していることが必要とされる。

このことから、重要文化財や国宝修理及び模写を行った実績を有する特定事業者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定事業者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定事業者との契約手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定事業者と当該応募者との競争入札に移行する。

2 工事概要

(1) 件名 京都御所清涼殿障壁画保存工事

(2) 工事概要 京都御所清涼殿絹本襖(8面)、張付(2面)の修理及び、張付(3面)の復元模写

(3) 工期(至) 令和9年3月29日(月)

3 工事目的

本件は、寛政及び安政年間に著名な画家によって描かれた文化財的価値の非常に高い京都御所清涼殿の障壁画を修理した上、美術品として収蔵施設に保管し、その代わりに建物にはめ込むこととなる復元模写を製作し、宮廷文化を永く後世に伝えていくことを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本要件

次の①及び②の要件全てを満たすこと。

①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②令和7、8、9年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有するものであり、かつ、当庁における指名停止期間中ではないこと。

(2) 技術要件

次の①及び②の要件全てを満たすこと。

①平成28年度以降に、文化財保護法第27条または同法第182条による指定を受けた江戸時代以前の絹本着色の障壁画やその他絵画(1面1.35m×1.77m以上の規格)の修理及び模写経験を有していること。

②一般社団法人国宝修理装演師連盟が認定する絵画I類の主任技師、並びに①での実績を1件以上有している技術者を主任技術者として配置できること。また、配置予定の技術者(主任技術者を含む)は、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(3) 修理及び模写(調査)作業の場所が近畿圏内にあり、一定の温湿度を保つことができることに加え、昼夜を通じて建物の警備が万全であること。

(4) 申請時に近畿を営業区域として登録していること。

(5) 公募説明書等の交付を受けた者であること。

5 公募説明書等の交付方法

(1) 交付期間 本公告の日から令和8年5月11日(月)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(2) 交付場所 担当係(6に記載)にて交付する。なお、交付時に4(1)②に係る資格審査結果通知書の写しを提出すること。

※担当係に必ず事前連絡すること。

6 公募説明書等の交付場所及び問い合わせ先(担当係)

宮内庁京都事務所庶務課会計係

〒602-8611 京都市上京区京都御苑3番

電話 075-211-1211(内線137)

Eメール kyo.kaikei@kunaicho.go.jp

7 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年5月11日(月) 午後5時まで

提出先：6に同じ

提出方法：持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)するものとし、電送、メール等その他の方法によるものは認めない。

応募要件の確認は、当該書類の提出時をもって行うこととし、直ちにその結果を通知する。ただし、その結果を保留した場合は後日通知するものとする。(通知の方法は口頭による。)

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 6に同じ。
- (3) 詳細は、公募説明書による。